

「外国または国内の政府等において重要な公的地位にある方、その地位にあった方、その家族等」に該当する方

① 元首、政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方並びに過去にその地位にあった方

具体的には以下に該当する方を指します。

- (1) 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位
- (2) 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職位
- (3) 最高裁判所の裁判官に相当する職位
- (4) 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職位
- (5) 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職位
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- (8) 国際スポーツ連盟の役員

② 上記①に掲げる方の家族（配偶者※、父母、子および兄弟姉妹並びにこれらの方以外の配偶者の父母および子をいう。）

※事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁関係にある方等）を含みます。

③ 上記①に掲げる方と社会的に密接な関係を有する近親者（顧問弁護士、税理士等のビジネスパートナー等）

④ 上記①～③に掲げる方が実質的支配者である法人

当社では、Dukascopy Bank SA の方針に従い、外国政府等において重要な公的地位にある方に加え、日本国政府等において重要な公的地位を有する方等も厳格な取引時確認の対象となります。

「外国または国内の政府等において重要な公的地位にある方の家族等」の範囲（点線内）

